

国技建管第36号  
平成30年3月28日

各地方整備局

企画部 総括技術検査官 殿  
          工事品質調整官 殿

北海道開発局

事業振興部工事管理課 工事評価管理官 殿

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 総括技術検査指導官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
( 公 印 省 略 )

建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）の改定について

標記については、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）について」（昭和60年9月24日付け建設省技調発第523号）を通知しているところであるが、別紙のとおり「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」を一部改定したので通知する。

なお、この実施要領は平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

## 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

### 1 目 的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

### 2 適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品のほか、特記仕様書において指定した材料に適用する。

#### 1) 生コンクリート

下記の構造物の無筋コンクリート

重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H＝1 m 以

上）

海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）

砂防ダム（堤体、側壁、水叩）

トンネル覆工

鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く

水路幅（2 m未満）

側溝蓋

#### 2) コンクリート二次製品

管（函）渠類（管渠呼称・・・1,000 mm以上、函渠呼称・・・1,000 mm×1,000 mm以

上）

杭類

桁類

プレキャスト擁壁（H＝1m 以上）

シールドセグメント

なお、JIS マーク「Ⅰ類」、「Ⅱ類」については、総括表を除き適用対象外とする。

### 3 提出資料

品質記録図

1) 対象構造物及び二次製品の姿図を添付する。

2) サイズ・・・・・・・・・・A 3 版（原則 PDF 形式）

台 帳

1) 生コンクリート品質記録表

(1) 配 合

- (2) 材料特性
  - ① セメント
  - ② 骨材
  - ③ 混和材料
- (3) コンクリートの品質試験結果
- (4) 打設関係
- 2) コンクリート二次製品品質記録表
  - (1) 配合
  - (2) 材料特性
    - ① セメント
    - ② 骨材
    - ③ 混和材料
  - (3) コンクリート二次製品の品質

#### 4 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を記録する。

なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式-100、101、105、107、108、109の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHPから入手するものとする。

No.	種類		様式
1	総括表(1)		様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用
2	総括表(2)		様式-101
3	生コンクリート品質記録表	(1)配合	JIS A 5308 [レディーミストコンクリート配合計画書]
4	コンクリート二次製品の品質記録表		JIS A 5308 [レディーミストコンクリート配合計画書]
5	生コンクリート及び コンクリート二次製品の 品質記録表	(2)材料 特 性	1)セメント JIS R 5210/JIS R 5211 [セメント試験成績表]
6			2)骨材 様式-105
7			3)混和材料 JIS A 6204

			[コンクリート用科学混和剤 (JIS A 6204)試験結果 報告書]
8	生コンクリート品質記録表	(3)コンクリートの 品質試験結果	様式-107
9	コンクリート二次製品の 品質記録表	(3)コンクリート 二次製品の品質	様式-108
10	生コンクリート品質記録表	(4)打設関係	様式-109

※ 国総研 HP 「<http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/>」

## 5 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規則の保存分類は第1類とし、事務所毎、年度毎に電子化して保存する。

ただし、更新した場合は新規のものを保存し、旧のものは破棄する。

## 6 総括表

- ・ 総括表(1) . . . . . 対象工事毎に受注者が作成
- ・ 総括表(2) . . . . . 年度毎、構造物毎に発注者が作成

※JIS「I類」：製品の性能を満足することが、実績によって確認された仕様に基  
づいて製造される製品で、付属書に推奨仕様が示されているもの。  
(JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定)

※JIS「II類」：性能項目等を、受渡当事者間の協議によって決定するもの。  
(JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定)